

一部の規制を適用除外とする特定外来生物の指定等 (アカミミガメ・アメリカザリガニ関係) の概要について

令和 4 年 10 月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 42 号) による改正後の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。) 附則第 5 条第 1 項において、通常の特定外来生物の規制を適用するとかえって生態系等に被害を生じおそれのある外来生物について、新たに特定外来生物に指定する場合に、政令で条件を付してその規制の一部を適用除外にすることができることとされた。

上記規定を踏まえ、法附則第 5 条第 2 項に基づき専門家に意見聴取した結果、アカミミガメ及びアメリカザリガニ(以下「アカミミガメ等」という。) を特定外来生物とするとともに、その適用除外の内容について、2 に記載の内容とすることが適当との御意見を頂いた。

以上を踏まえ、2 に記載の通り特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成 17 年政令第 169 号。以下「施行令」という。) を改正することとする。

2. 改正の内容(案)

(1) 特定外来生物の新規指定

法第 2 条第 1 項の政令で定める外来生物(その個体及び器官が特定外来生物となるもの) の種を定める施行令別表第一に、以下の 2 種を追加することとする。

- ・ *Trachemys scripta* (アカミミガメ)
- ・ *Procambarus clarkii* (アメリカザリガニ)

(2) 法附則第 5 条第 1 項に基づく特定外来生物に係る規制の一部の適用除外

アカミミガメ等について、法第二章に定める特定外来生物の取扱いに関する規制を、次の通り一部適用除外とすることとする。

ア、飼養等の禁止(法第 4 条)について

アカミミガメ等の個体について、次のいずれかに該当する者がそれぞれ定める条件を満たしている場合には、当分の間、法第 4 条の規定を適用しないこととする。

- ・ 当該特定外来生物の飼養等を業として行う者以外の者が、販売又は頒布をする目的以外の目的で飼養等を行うこと。
- ・ 当該特定外来生物の飼養等を業として行う者が、当該特定外来生物(当該特定外来生物を商業的目的で繁殖させる場合にあつては、生きていないもの及びその加工品を含む。) の販売又は当該特定外来生物の頒布をする目的以外の目的で、当該特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める方法により、飼養等を行うこと。

イ、譲渡し等の禁止(法第 8 条)について

アカミミガメ等の個体について、販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で譲渡し等を行う場合には、当分の間、法第 8 条の規定は、適用しないこととする。

ウ、法附則第 5 条第 1 項に基づく規制の一部の適用除外のない特定外来生物については、法第 5 条第 1 項の飼養等の許可を受けた者であれば輸入や譲渡し等を行えるが、上記の適用除外に伴い、上記ア又はイに該当して輸入又は購入をしようとする者については、法第 4 条の規定が適用されないことになるため、法第 5 条第 1 項の飼養等の許可を受けることができないことから、別途主務大臣による許可を取得す

れば輸入、購入ができるよう規定を整備する。
エ、上記のうち、飼養等の許可又は輸入若しくは購入のための主務大臣による許可の
手続きについては、施行日前から行えるよう経過措置規定を整備する。

3. 施行期日

令和5年6月1日（予定）